



浜松市告示第605号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による県営中山間地域総合整備事業春野地区杉工区についての換地処分の公告があった日の翌日から本市内の字の区域を次のとおり変更することについて、地方自治法第260条第2項の規定により告示する。

平成23年10月11日

浜松市長 鈴木康友

天竜区春野町杉字倉郷に編入する区域

天竜区春野町石切字カラスの子グラ411の1、天竜区春野町杉字扇平494の2、字カタセ838の2及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部